

NO	箇所	内容	対応方法	対応内容
1	前文、 第4条	それぞれの「地域」が指す範囲が異なるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文3段落目</li> <li>・前文4段落目</li> <li>・前文6段落目</li> <li>・第4条</li> </ul>	逐条解説 で対応	本市では、本条例施行後に、全小学校区において地域協働協議会が設立され、活動が行われるなど、地域協働の取組が活発になってきています。このような状況から、本条例における「地域」について、「市域全体としての地域」であるのか「狭い範囲の地域」であるのかを整理する必要があるため、それぞれの「地域」の範囲について、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に解釈を記載し、説明することとします。 前文3段落目：市域全体 前文4段落目：市域全体 前文6段落目：市域全体 第4条：狭い範囲の地域
2	前文 3段落目	「急激な都市化を乗り越え、人口減少・少子高齢化が進行するなど、」とすると、文章のつながりがおかしいのではないか。	変更する	歴史的事実及び現状を反映し、文言の整理として変更します。 【変更案】 急激な都市化と人口増加を乗り越え、人口減少・少子高齢化を迎えるなど、～
3	前文 4段落目	「豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして…」について、誇りとするのは、豊かな文化風土であるのか、このまちであるのかが分かりにくい。	逐条解説 で対応	誇りとするのはこのまちであることを、「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）に記載し、説明することとします。
4	第1条	読点の使い方は適切か。	変更しない	法律の文章では、名詞を並列して用いる場合、その並列する名詞が二個のときは読点を用いなくて、「及び」、「又は」などの接続詞でつなぎますが、三個以上の名詞のときには、最後の名詞は読点を用いずに接続詞でつなぎ、その前に並列する名詞は読点で結ぶこととなっているため、現行のままとします。 〔法制執務〕 「A、B及びC」

NO	箇所	内容	対応方法	対応内容
5	第2条	第4号「まちづくり」の中で、「公共の福祉」とあるが、都市計画等でいうところの表現に感じられる。ほかの表現を検討しても良いのではないか。	引き続き検討	「みんなのまち基本条例の解説」（逐条解説）によると、「まちづくりとは、公共の福祉を増進する、あらゆる取組」をいうとしており、都市基盤の整備といったハード面から、教育、福祉、環境などソフト面まで幅広く捉える旨が記載してあるが、それで説明が充分かについて引き続き検討することとします。
6	第2条	協働の定義において「対等な立場」はなくてもよいのではないか。	変更しない	協働は、対等な立場であることが前提であり、委任など、関係者間の関係性が対等な立場ではないものがあることから、定義として明示するため、現行のままとします。
7	第2条 第3条	第2条「市民、行政その他～」と第3条「市民、議会及び行政は～」について、表現が不一致（第3条のみに議会が入っている）である。	変更しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2条の協働の定義は、市民検討委員会の最終報告書の定義を基に作成されたものであるため、現行のままとします。</li> <li>第3条については、第3章以降の、「市民」「議会」「行政」につなげるための表現であるので現行のままとします。</li> </ul> <p>【備考：市民検討委員会の最終報告書から抜粋】 市民、行政、地域づくりにかかわるさまざまな主体が互いに尊重し合い、それぞれの役割と責任を分担し合い、対等な立場で共通の目的を達成するために協力すること、あるいは公共サービス供給などの活動を行うことをいいます。</p>
8	条文全体	条文の文末の多くが「～ものとする」となっているが、条文の内容で強弱をつけてはどうか。	引き続き検討	「～ものとする」は、原則や方針を示す場合の述語として用いられる表現であり、みんなのまち基本条例は、基本的な理念及び原則を定めた条例であるため現在の表現となっていますが、条文に強弱をつけるために文末の表現を変更するかについて、各条文で検討を行うこととします。